

参議院通信委員會會議錄第十八号

昭和三十三年五月十五日(水曜日)午後
二時十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 劍木 亨弘君
理事 手島 榮君
最上 英子君
鈴木 強君
長谷部ひろ君

委員

石坂 豊一君
新谷寅三郎君
吉米地義三君
中山 壽彦君
宮田 重文君
横川 信夫君
光村 基助君
森中 守義君
山田 節男君
横川 正市君

國務大臣

郵政大臣 平井 太郎君

政府委員

郵政大臣官房電
氣通信監理官 松田 英一君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
會専門員

説明員

農林省振興
局参事官 大戸 元長君
日本電信電話 觀 勉君
日本電信電話 和氣幸太郎君
公社資材局長

○有線放送電話に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○電氣通信並びに電波に関する調査の件(電氣通信事業の合理化に関する件)

○電波法の一部を改正する法律案(新谷寅三郎君外五名発議)

○委員長(劍木亨弘君) ただいまより委員會を開会いたします。

本日は、まず有線放送電話に関する法律案を議題といたします。

昨日の山田委員よりの質疑に対し、郵政大臣から答弁があるようであり、また、発言を許します。

○國務大臣(平井太郎君) 昨日の山田委員の御質問につきまして、事柄が非常に重要でございまして、十分検討をいたしました結果を御報告申し上げます。

有線放送電話業務の用に供する設備を有線放送に使用する場合、この設備によって選挙運動を行うことは、公職選挙法によりましては、一般的には禁止されております。公職選挙法百五十一條の三。

次に、この設備を電話として使用する場合には、認められた選挙運動の期間中は、公職選挙法に何らの禁止規定がありませんので、この設備によって選挙運動を行うことは差しつかえないと存じます。

○山田節男君 ただいま郵政大臣の御答弁で、大体本法案の公職選挙法に関する解釈は了承できたわけであり、

ので、ただいまの大臣の御答弁で了承いたします。しかも、昨日郵政省の当局から、自治庁の方でもこの問題については、今大臣の御答弁のことについては、了解済みということであり、

ので、ただいまの大臣の御答弁で了承いたしますが、公職選挙法第五十一條の問題は、今御答弁の通りに解釈適用されるべきものと思ひます。なお、昨日も申し上げた通りに、現在までは、この有線放送はこれは別問題であります。

けれども、電話等についても、地方公共団体の選挙の場合に、ある団体は許可をし、ある団体は許さないという、何と申しますか、一致してない解釈をしておるわけであり、だから、ただいまの大臣の御答弁は、自治庁を通じてこの公職選挙法第五十一條の解釈は、今郵政大臣の御答弁の通りにやるべきものであるということを一つ全国的に統一していただくように重ねてお願い申し上げておきます。

それから農林省から見えておりますか。

○委員長(劍木亨弘君) 山田委員に申し上げます。農林省振興局の参事官大戸元長君が来ております。

○山田節男君 これは公衆電氣通信法の一部改正のときに、私は今議題になっておるこの法律案の提出を予想いたしまして、農林省の今年度の予算において、農村振興の方策として、この電話の普及してないことに僻地の農村地帯に有線放送電話の設置を奨励しておる、すでに三十二年の予算にお

いても、相当大幅な予算を計上してありますので、昨年度までの農林省の、特に振興局の農村振興の方策として、この有線放送電話の概要の報告を求めたわけであり、昭和三十一年の十二月末現在におきまして、全国的に一般有線放送を設備しておるものが二十万一千八百八、その中でテレホン方式を採用しているものが五万四千七百二十三、これが昨年末の数字であります。

が、三十二年の予算でいへば、この予定表を見ましても、相当テレホン方式を加味した有線放送というものが、農林省の農村振興の方策として実現されるわけであり、なお、その他自治庁の所管内におきましても、これまた有線放送設備の助成を行わんとしておるものであります。そこに今度こういう有線放送電話の新しい法律案が上程されてきて、その法律を見ますと、

という、従来農林省の農村振興政策の一環として行なっておった有線放送電話のその対策というものが、内容において非常にこの法律案ができた後においては違ってくるのじゃないか、かように私は考えますので、農林省の所管当局の一つ御意見を伺いたいと思ふのです。まず第一に、今日まで農林省が奨励して作つた有線放送電話、この施設は別問題として、今度この有線放送電話法の法律案が制定されれば、今度は郵政大臣の許可事項として、設置に関する幾多の条件が付けられてくるわけです。そこで、私は農林省にお伺いしたいのでありますが、本法

案の第四條の許可する条件の中におきまして、いわゆる地域社会という一つの条件がありますが、この点に關して、たとえば農村振興という建前からすれば、この第四條では、同一の市町村内に限るといふ事項がある。また経済的社会的に緊密な關係を持つておらなくちゃならない、しかも、非常に連絡不便のところでないかならぬ、こ

ういう建前であり、農林省の振興政策から見れば有線放送電話というのはそれでいいかどうか、申すまでもなく、電話のサービスからいへば、たとえば一行政地域のみを考えると、あるいは學童の通學区域、またその他、昔からの歴史、伝統的なことから見て、行政地区だけでこれを制限するとい

うことが、農林省の意図しておる農村振興という意味からいって妥当であると思ふかどうか、この点を一まず第一にお伺いしたい。

○説明員(大戸元長君) 先ほど来御指摘の通り、農林省といたしましては、いわゆる新農村建設事業として、これを有線放送を取り上げておるわけでございます。これは私どもの方では農林漁業地域と申しておりますが、この農林漁業地域というものが、その農林漁業地域の中の農民が、組合が有線放送をやりたいというときに、それに対して補助をいたしておるわけでございます。現在までのところ、農林漁業地域と申すのは、大

体いろいろな経済的な關係あるいは社

会的な関係等で、必ずしも市町村の区域と一致いたしておりません。むしろ市町村の区域の中にあつて、一市町村がたとへば二つに分れておるといふような場合が多いのでございまして、新農村建設事業におきまして、農林漁業地域として指定いたしてありますので、市町村の範囲をこえておりますのはほとんどない。まあきわめて例外的にはございしますが、ほとんどないのでございまして、この市町村の区域をこえるような場合は、まず例外的なものと考えておりますので、この第四條の二の方の規定については、私どものやっております新農村建設事業の中の有線放送事業には支障がないと考えております。

○山田節男君 従来の農林省の奨励しておられる有線放送施設が、この第四條の二号に該当してゐる。その二つ以上の複数の市町村にまたがってゐるものはないと、こういうお話であります。これは先ほど申し上げましたように、一つの経済圏あるいは地域社会というものが、一行政区域内だけをもちて社会経済の地域社会と見ていいかどうか、これは実際問題として、私はこれは例外的でなくて、相当さういう行政区域があるだろうと思ひますが、ですから、農林省の趣旨からすれば、電話のサービスが広くなればなるほど、その価値が上ってくるわけですね。経済的価値も文化的価値も上ってくるわけですね。ですから、私はさういふ意味から、この有線放送電話法の制限が、農林省の農村振興促進に基く有線放送電話と矛盾といたしますか、衝突するのじゃないかと思ひます。農林省としては、この行政地域限り、同一市

町村内に設置するという点については、何ら異議をいいますか、不便はないと、こういう見解でございしますか。

○説明員(大戸元長君) はい、その点に關しましては、さうでございします。

○山田節男君 それからもう一つ私がお聞きしたいことは、従来農林省がこゝういふ有線放送の設備に対して出しておる補助金であります。大体一団体当り三十万円と聞いておるのですが、今度のように有線放送、この有線電気通信法ですが、これが適用されるということになれば、従来のようなきわめて基準の低いものではないですね。われわれ現地にしてみても、鉄線を使つておるものもあれば、銅線を使つておるものもある。ことに、新しい法律におきましては、五カ年ごとに許可を更新するといふ立場にある。五カ年たつたら用をなさないといふもの、通話に支障をきたすようなものではないですね。ですから、この法律ができて以後の、いわゆる農林省の奨励しておる有線放送電話といふものは、施設からいっても、現在よりも高い基準のものでなければならぬ、さういふことになりまして、従来農林省の一団体三十万円というような低額のものでは、なかなか安からうと思はれるものでは、ない。ですから、この法案が制定されれば、数は少くとも、補助金額といふものは、三十万円の倍額にすることかして、今の施設の基準を高めることが必要じゃないか。これはこの法案を審議する過程において、電電公社当局の話を聞いて、従来のものはきわめて不完全である、さういふ点についてどういふような見解を持っておるか、お伺ひしたい。

○説明員(大戸元長君) 昨年は初めてこの新農村建設事業の、先ほど申しました指定を行いましたのが最初でございまして、有線放送が私ども予想しておる以上にたくさん入つたわけでございまして、御指摘のような、安からうと思はれる傾向も見受けるのでございします。それで、本年はこの新農村総合対策要綱におきまして、私どもの方はいろいろな事業につきまして標準単価といふものを出しております。おおもむね、必ずしもそればかりでなくてよろしいのでございしますが、標準単価といふものを示しておりますが、これにつきましては、有線放送につきましては、大体一セット当り、いろいろ分れておりました、交換台が二十万円、拡声機が二十万円、電源装置が七万円、その他でございまして、トータルいたしますと五十万円以上になるわけでありまして。

○山田節男君 たとへば三十二年度の予算で、実行予算で、さういふ各地区からあなたの方へ有線放送電話の開設についていろいろ申請があるだろうと思ひますが、現実には、今年度に入つてたとえば助成をする場合は、助成の基準といふものが、今私が申し上げました三十万円程度のものか、あるいはそれ以上のものはどのくらい程度、もちろんこれは施設の面積、数にもよりますが、さういふけれども、大体あなたの方の基準はどういうことになっておりますか。

○説明員(大戸元長君) これは私どもの方の予算は、新農村の予算は、有線放送では幾らとか、あるいは農業倉庫を建てるのに幾らというふうに分けておきませんので、大体一農業地域当り一千万円の事業をする、その四割まで、四百万円を国が出してやつて、それを二年でやる、さうしますと、農林地域、市町村なら市町村単位ですと、市町村当りに二百万円の補助が出る、その二百万円の中でやりたいものを持つてくるというわけで、その中に有線放送をやりたいというのがありますれば、それに対して補助をするわけにございしますが、そこで、その申請がございした場合に、果してその地域で有線放送をやる必要があるかどうかといふようなことを審査してやるわけにございしますが、その場合に、先ほど申しました標準単価といふものがございまして、その標準単価におおむね従ふものでありまして、大体本年度の標準単価として示しておりますのは、今申し上げましたように、大体一セットで五十万円くらいの金額になります。

○山田節男君 今日まで、さきに申し上げた相当な数ですでに設備されておるのですが、農林省としては、ただその助成金をやりっぱなしでやったのか、ある程度の監督をいいますか、それから経営状況、それからさらに、この施設の内容の基準であるとか、あるいは技術的な基準とか、さういふようなものについて、ある程度の、農林省として施設後において一種の監督といたして、さういふようなことをしたことがあるのかどうか、この点をお伺ひしたい。

○説明員(大戸元長君) この補助金を出します前に、有線放送を施設して補助金をもらう場合には、さういふ標準のものであつて、かくかくのものがなければならぬといふそれぞれの基準を示しておりました。それに適合したものでなければ補助いたしません。それからその通りのものを施行して、果てはどうかといふことにつきましては、県を通じて、あるいは直接の場合がございしますが、非常に数が多いこととございしますから、県を通じて十分監督いたしております。

○山田節男君 三十二年度の予算においても、この計画を見ても相当ふやす計画になっておるわけですが、この問題になつておる法案の審議の過程でもいろいろ意見も出た通りに、この法案では将来有線放送電話の施設に対して、開設については、郵政大臣の許可を要するといふことになっているのですね。従来農林省で助成した設備を見ると、何ら監督といふようなものがさうに見えない、簡単に申せば、金をやつたきりであとは全然見ない、さういふ状況になつておると聞いておるのです。今回のように、さういふ法律ができて一種類の規制を加える、しかも、郵政大臣の許可を得るということ

になり、さらにまた有線放送施設が電話に利用されるということになれば、これは日本における一つの有線電気通信法の改正であり、同時にコンメン・ヤリヤー、すなわち公衆通信業務の本質の変更であると思っておるわけですが、ところが、この法律によって規制を加えるということになれば農林省あるいは自治庁が助成して作らせる有線放送電話施設にやはりある程度の高い基準を持たなければならぬというところ、本委員会の一致した意見だろ

もの、私は、ある程度統一していかなければならぬ、というのは、たとえば市町村役場と学校、農業協同組合とおのの財政的にも違いますが、それからまた経理についてもいろいろ現実に見ますと、おのの何といひますか、都合のいいやり方をやっておる。ですから従来のように、こういう幾多の種類の公共団体あるいは地方公共自治団体に許すということは、これは私は、ある程度再吟味する必要があるのではないか、この点はどうか

農事放送に関する限りは、ほとんど農業協同組合に統一されております。○山田節男君 最後に、私、郵政大臣にお伺いするのですが、この法律案を見ますというと、郵政大臣のいわゆる許可を要する、許可事項になっていることは、もちろんこれは正しいと思うのです。と同時に、この認可、許可の取消権もこれも当然のことだと思つて

あるいは規則等によりまして、別途に監督あるいは技術基準に關して、一つの規定を設ける必要があるのじゃないかと思つて、この点に關して郵政大臣のお考えを一つ承りたいし、私はそういうことを非常に希望するのですが、そういうことを実現される御意向があるのかどうか、この点を一つ承

と、本委員会の一致した意見だろ

か。ことに、この法案が法制化された場合に、私は従来のように農林省が助成の団体を――多種類のものにやるといふことはどうかと思つて、この点

短かい単行法でありますから、これはやむを得なかつたかもしれぬけれども、許可事項とする以上は、先ほど申し上げましたように、一方においては公衆通信がある。公衆通信と、こ

でございしますが、当然許可、認可を与える役所といたしましては、それに対して責任を持たなければいけません。従いまして、監督もしなければならぬし、技術基準というよう

は監督することができなければ、農林省や自治庁が有線放送電話施設を奨励してゆく建前であるからには、郵政省あるいは電電公社が、保守あるいは技術基準というものについてのある程度の目安というものをつけなければならぬ。この法案を見ますと、監督基準とか技術規定に關する基準はないわけ

の補助客は、今までできておりますのはほとんど全部がその地域の単位農業協同組合でございまして、農業協同組合がその地域における、たとえば農作物の販売もほとんど全部やっておりますし、いろいろな農作業あるいは農

う将来通信機器の発達によれば、有線放送電話施設とが、これをコネク

す。従いまして、御指摘の点は私も当然行わなければならぬ問題だと考えて、今後これに対する対策は十分講じていきたいと思います

サービスの内容からいへば、どうしてもこれはある程度の根本的な基準というものが必要である。そういう点はあなたの方で作るといふよりも、郵政省なり、あるいは郵政省を通じて電電公社で一定の技術基準を保つということ

ておられます。先ほど農林省当局に質問したように、一つのこの施設に対する監督、それから保守その他技術基準ですね、こういうものは今のうちにある程度の規制を加えなければい

○山田節男君 最後に、これは私希望にもなりますけれども、御承知のように、従来のラジオの共同聴取、有線放送のこの法案の出る前の法律ができたわけ

に、それはそれとしまして、そういう状態にあるにかかわらず、今度は電話ですね、電話はこれは今は何ら直接公衆電話に接続していいのだからし

は、これは絶対必要であらうと思つて、こういう点について、この法案が通つた後において、農林省が農村振興としての奨励施策について、どういようにしてこれを実現しようとするのか、農林省振興局が直接監督あるいは技術

は、今申し上げた監督あるいは保守あるいは施設の基準を常にある程度のもに保つてゆくといふことになれば、こ

を、ある程度の基準、規則というものを示してやらなければならぬ。農林省なり自治庁の政策の趣旨と、われわれの言う最低限の施設の何と申しますか、基準というものは、現実にはか

て、しかも、営利を目的としていない

基準を高くすることについての方針について、何かの方法を講じようとするのか、これらの点はどうか

○説明員(大戸元長君) 今までのところ、実は、実のところ私も新農村事業でいろいろな有線放送でござい

○説明員(大戸元長君) この有線放送の補助客は、今までできておりますのはほとんど全部がその地域の単位農業協同組合でございまして、農業協同組合がその地域における、たとえば農

と、今後これに対する対策は十分講じていきたいと思います

は、郵政省と十分協議いたしましたして、郵政省の技術的な知識をお借りしてや

ておられます。先ほど農林省当局に質問したように、一つのこの施設に対する監督、それから保守その他技術基準ですね、こ

を、ある程度の基準、規則というものを示してやらなければならぬ。農林省なり自治庁の政策の趣旨と、われわれの言う最低限の施設の何と申しますか、基準というものは、現実にはか

て、しかも、営利を目的としていない

は、郵政省と十分協議いたしましたして、郵政省の技術的な知識をお借りしてや

ておられます。先ほど農林省当局に質問したように、一つのこの施設に対する監督、それから保守その他技術基準ですね、こ

を、ある程度の基準、規則というものを示してやらなければならぬ。農林省なり自治庁の政策の趣旨と、われわれの言う最低限の施設の何と申しますか、基準というものは、現実にはか

て、しかも、営利を目的としていない

は、郵政省と十分協議いたしましたして、郵政省の技術的な知識をお借りしてや

ておられます。先ほど農林省当局に質問したように、一つのこの施設に対する監督、それから保守その他技術基準ですね、こ

を、ある程度の基準、規則というものを示してやらなければならぬ。農林省なり自治庁の政策の趣旨と、われわれの言う最低限の施設の何と申しますか、基準というものは、現実にはか

て、しかも、営利を目的としていない

は、郵政省と十分協議いたしましたして、郵政省の技術的な知識をお借りしてや

ておられます。先ほど農林省当局に質問したように、一つのこの施設に対する監督、それから保守その他技術基準ですね、こ

を、ある程度の基準、規則というものを示してやらなければならぬ。農林省なり自治庁の政策の趣旨と、われわれの言う最低限の施設の何と申しますか、基準というものは、現実にはか

て、しかも、営利を目的としていない

のであるから料金は取るべきものじゃない、一方においてラジオの放送聴取料は盛んに取られておる、電話施設については、これは管利を目的とするものではない、相互の便益のためにあるからして、これに対して税金もかけなければ、何ら国が財政的に関与することでもない、私こういうふうになつておると思うのです。これは一面から見ますと、これはまあ公社からそういう不平は出るわけではないと思う。公平に見ますと、ますますこの有線放送電話の数がふえればふえるほど、一面においては私そういう声も出てくるのではないかと思うのです。これはNHKの放送料金をやめるとか、減額するといふことは別問題として、しかしながら、私はそういうたような施設が多くなればなるほど、課税の範囲としては、これは管利団体でないですからないにしても、何か私はやっぱり考慮しなければならぬんじゃないかと思う。この点についてはどういったような御見解を持っておられるか、この際念のために承わっておきたい。

○国務大臣(平井太郎君) この点につきましては、相当将来研究を要する問題かと考えております。ただいま御指摘のNHKの聴取料金の問題でございしますが、これなども非常に今後こうした有線放送の範囲が広くなれば、相当各方面からの問題もやはり生まれてくるかと考えますので、あわせて今後大いに検討をいたして善処いたしたいと、かように存じます。

○山田節男君 ちょっともう一つ、今日は自治庁の担当者は来ておりませんので、これは大臣にお願いたしますが、先ほど農林省の方から、すでに今日まで行い、また三十二年度は一そう拡大してやろうという、本法案に關係ある施設につきましてたゞいま当局から御答弁ありましてわかりましたが、これと同じことを実は自治庁に対しては、三十二年度も一億二千万円の予算を計上しておるわけでありまして、で、今私の申し上げた意味のことは、一つ郵政大臣として自治庁に対しても、あなたのは許可によつて、開設し得るのでありますから、そのことは自治庁に対しても十分一つ連絡を密にして監督と技術の基準にある程度最低限のものを下すといふことは、むしろ大臣として、自治庁の所管大臣と御協議を願つて、それが実現されるようにお願いしておきます。

私、これで質問を終わります。

○横川正市君 一、二点について御質問を申し上げておきたいと思ひますが、今山田委員の方から質問のありましたところと関連して、まず農林省の方に、この現在までの有線放送施設を、行いまして加盟家庭の切なる要望として、このNHKの聴取料金を徴収されることについて、あなたの方でそういう内容をお聞きし、またはそういう内容について陳情を受けたことがあるか、また、それがあなたの方で郵政当局ないしはNHKと折衝されたことがあるか、その点をまずお聞きしたい。

○説明員(大戸元長君) その問題につきましては、私がここに關係して以来でございまして、まだそう長くないのでございしますが、農林省の方で、要望等でお聞きしたことは、私の知っております限りではございせん。

○横川正市君 今大臣の答弁の中にありましたが、放送料金の問題等も含めて検討し、善処したいという意思が發表されたわけなんです、実はもつとこの点について、郵政当局として具体的に検討をして、その内容について明確にしておかなければならなかつたことがあつたんじゃないかと思うのです、が、全然今まで料金等の問題については、手をつけておらないのかどうか。

たゞ先般私の方が、ある放送關係の幹部の方に、たゞは車中携帯ラジオを持って歩いてゐる方々、それに対しては、携帯ラジオを持てゐるからというところで徴収して回る、これはそういうような解釈で料金の問題は解釈されるべきものではなくて、あくまでもこれは家庭に対しての二台までの許可基準に従つて料金というものは徴収されてゐるものであるし、あるいはまた携帯ラジオを持て歩いてゐた場合には、それに対する許可、承認が必要であらうというふうに私は考へておるのですが、それが行われないうで、大體家庭の経済的な理由を建前にとつて徴収しておらないといわれておりますが、今度の農林の有線放送施設を見てみますと、これは簡単な拡声機の程度のものであれば、室内放送などの場合も私は該當するのではないかというふうにも思ふのでありますが、この有線放送に關する限り、スピーカーをつけるのと聴取料金が取られる、この矛盾というものは、私は利用者だけの考へではなしに、私たちがつつと問題をとらえてみても、大へんこれは矛盾があると思うのでありますが、そういうことから郵政として、一体この問題について今後どう取扱ひをしていくのか、この点をお聞きしておきたいと思ふのであります。

○国務大臣(平井太郎君) ただいまの問題は相當徴収技術の、何と申しますか、むずかしい面かと思ひます。一つ事務當局から御説明させることにしていただきたいと思います。

○政府委員(松田英一君) ただいまの問題に關しましては、実はこの法律が有線放送設備を利用した電話の面からのみ取り上げまして法律を作つておりますので、有線放送としての利用面といふものは、これは従来の態勢そのまま考へてゐる次第でございまして、それで今の放送の聴取料という面は、むしろ電話施設としての利用面といふことは關係なしに、有線放送としての利用面の問題と密接する問題でございまして、実はこの法律の改正としては、いわば問題外というふうな格好で取り上げてこなかつたわけでございしますが、その方面については、結局放送事業全体の運営といふことと、それからこの有線放送といふものとの關係として別途処理されるべき問題でございまして、電波監理當局の方では検討中と考へておる次第でございまして。

○横川正市君 私は今の段階で徴収しなければならぬといふNHK側の言ひ分を、これを徴収しなくてもいいというふうに読みかえることは非常に困難だと思ひます。しかし、同等な設備が、屋外、屋内といふような違いはあつても、施設されてゐるという現状もありますので、その点については一つ検討されて、できるだけ早い機会にその態度を明らかにしていただきたいと思います。その上で私にはまた検討していきなさいと思ひます。

それからもう一点は、今度の有線施設なのであります、これは少くともその機器の質の問題とか、あるいは請負者の良心的な工事の問題とか、こういったことは、當然その設備を行う場合には監督されることだらうと思ふのであります、そういう場合に、一般に単に電気工事を行へる程度の業者であれば、この工事を全般的に請け負つていいのか、それとも、いわばラジオの指定業者というふうなものと同じような形で、有線放送施設を施設するための指定業者というふうなきめられておるのか、その点はどういうふうになつておるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(松田英一君) 第一の問題でございしますが、この点は先ほど山田委員からも御質問がございました、と関連いたしますが、この設備の守らねばならない技術基準というものにつきましては、この法律は基本法として有線電気通信法を予定してありますので、有線電気通信法としては規定がございまして、その中に技術基準を政令で定めるようになっております。もちろんその場合に、有線電気通信法の十一條の規定でございまして、その政令の考へなければならぬところというものは、一つには「他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにする」といふことと、「有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにする」といふようなことを内容に盛つてゐるような点から、技術基準といふものを作つて、それには従わなければならないということに法律的にはなるわけでございします。ただ、具体的に、もつとそれ以上の機能を發揮するための施設の守らね

ばならない基準ということについてはどうするかという問題につきましても、設備をされる方面の要求というものを加味してそれぞれがきめられるわけでありまして、この点は、先ほど農林省からも答弁されましたように、農林省の方では一つの助成というものを考えまして、それとの関係上ある程度の技術——この程度のものであったら助成していくという考えを持ってもらえるわけでございますから、私どもとしては、そういう施設がその目的に沿うようにという意味での各利用者と申しますか、施設者と申しますか、そういう方々の要望と関連いたしまして、いろいろ技術基準の——技術基準と申しますか、その設備のよるべき技術の程度というのにつきましても、内容的な面については、十分お互いに協力をして、また必要があれば、こちらが御指導を申し上げてもいいというふうに考えておる次第であります。

それから第二の問題でございますが、この設備の建設に実際に当る業者の問題でございますが、これは現在の態勢におきましては、一般に有線電気通信設備というものを工事しますのは、建設業法というのによりまして、全体としては、これは有線電気通信設備に限らないのでございまして、全体として建設業関係の方で登録制になっております。それで私どもこの法律の中では、その問題についていろいろと検討をいたしたのでございまして、現在、国としてそういうものに関しても登録制をとられておるわけでございますから、この方面との関係を密接にとりまして、実際に工事をする場合に、まずい工事が起らない

ようにということにできるだけの努力をしたいというふうに考えております。○横川正市君 今の後段の問題なんです、登録制ということになりますと、これはその技術、それから店のいろいろな要件について、ある程度の調査をした結果、その登録を許可する、こういうことになるのか、それとも、ただ私はやりたいと言つて申し出れば、登録されるのか、これはまあ非常に業者の立場に立つと関係がある問題なんです、その点をどういうふうに考えておられるか。

それからもう一つは、これは郵政当局の立場に立つて考えた場合に、登録をされた業者が工事を請負ってくれればもう安心だという形には私はならないだろうと思う。ですから、どういう形であつても、工事をされた結果については、それぞれ省の立場でその工事の結果について点検をするということには必要だ、こういう省の立場からすれば、電氣的な一つの能力を持った工事を請負人であれば、それにやらせて結果を点検する、こういうことでもいいんじゃないかと思ふれるのですが、その点をもう少し説明をしていただきたい。

○政府委員(松田英一君) 登録制の場合におきましては、いろいろな事務を審査をして許可をするという建前ではございませぬので、ただある程度以上の規模の仕事をする場合には、登録をしない業者でなければ仕事ができないという立て方になっておられますので、その場合に、いろいろと登録をするときに、その業者の態様と申しますか、そういうものももちろんあわせて届け出ておるわけでございますけれども、こういうものでなければその登録を受

け付けないというふうなことで、まあいいではないかと存じます。ただ私も、この施設というもののについての考え方といたしましては、いろいろに考えられるわけでございますが、一つには、この施設というものが非常にいいものになっていくためには、もちろん私どもは、それを建設する業者というものを許可をして、その許可を受けた業者でなければやれないということにすれば、一番その工事の内容というものを確保し得る強い手がかりになるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、全体としてそういう態勢になっておりましたために、現状としてはそこまできかねる。

それからもう一つは、この有線放送電話法によつて許可をいたしますときの考え方というものが、大体その地方の住民の方々の便宜のためということを主として作つておりましたために、実際問題として、その地方の住民の方々がこの程度の設備で満足するということもなすか、それをおもつておられる場合は、私どもは、それをもつと金をかけてつばしにしないというところまでは、役所の方から言うのはどうかというふうな見地で、大体、いわば施設される方々の意思にその点はよつていくというふうな考えでおりますので、非常に悪い施設をすれば、それはその地域の方々が、むしろそんなものは使いたくないならぬのだから、初めからおやりにならぬだろうと思う。いいものを作つていこうとすれば、それは非常にけつこであるというふうな態度を法律としてはとつておるわけでございます。

ただ実際問題としまして、あまりそういった方面の知識をお持ちでないために、いろいろとそこに悪徳業者というふうなものが入つて、その地方の住民が迷惑するということに對しましては、非常に私どもとしては、それに対して困ると思うのでございまして、それども、そういう点は、それぞれ農林省なり、自治庁なり、あるいはその他私どももいたしまして、事実上のいろいろな御相談を受けました場合に、そういう結果が起らないように十分の御協力を申し上げたい、こういう態度でいるわけでございます。

○横川正市君 私たちは、設備されてる農村の実情に接したときに、干差万別はありますけれども、きわめて粗悪な通信の激しい拡声機が一つ家の中に下つておつて、それからそれをつないでおります設備は、ちょうど一寸か一寸五分くらいな丸太をあつちこち立てめぐらして、そうして配線の度合いも非常に不完全な配線をしておるというのになつたわけでございます。それからもう一つは、こういうすばらしい機器であれば、これは放送ということよりか電話の方に使う方がより効果的な機械ではないだろうかと思われくるくらい精巧な機械を備えつけたりつばな施設、こういうものもあるわけでありまして、もつとも、予算に縛られておるわけでありまして、その差はいろいろあるだろうと思ひますけれども、これを業者にやらせる場合に、単に予算上のことで利用者の選択にまかしておくといいことであつていいかどうかという点について、私はやはり疑問を持つわけなんです。もちろん、一般公衆電話と通話することができないというところではありますけれども、しかし、ある程度の設備を持たせなければ

に、いろいろとそこに悪徳業者というふうなものが入つて、その地方の住民が迷惑するということに對しましては、非常に私どもとしては、それに対して困ると思うのでございまして、それども、そういう点は、それぞれ農林省なり、自治庁なり、あるいはその他私どももいたしまして、事実上のいろいろな御相談を受けました場合に、そういう結果が起らないように十分の御協力を申し上げたい、こういう態度でいるわけでございます。

に、いろいろとそこに悪徳業者というふうなものが入つて、その地方の住民が迷惑するということに對しましては、非常に私どもとしては、それに対して困ると思うのでございまして、それども、そういう点は、それぞれ農林省なり、自治庁なり、あるいはその他私どももいたしまして、事実上のいろいろな御相談を受けました場合に、そういう結果が起らないように十分の御協力を申し上げたい、こういう態度でいるわけでございます。

ならぬということは、私はやはりこの法の制定の建前であればならぬと思うのでありますけれども、そういう点について、業者と郵政当局との関係、これは監督するという立場、ないしは業者のいろいろな行なつた結果の点検を行うという立場について、もっと明確な態度をとつてよいのではないかと申すのであります。言いかえれば、業者と利用者との話し合いだけでこのことが一切まかされるのではなしに、当局としては、ある程度、それらの実施についての最終的な許可を与える条件というものを満したかどうか、この点といたしまして、こう思つておられるのではないかと、こう思つておられるのではないかと、その点について、ただ登録された業者であればまあ大体安心だということ、その他の所要事項を省略してしまふという結果を来さないかどうか、その点を心配するわけですが、その点をどうしようとしておられるか伺いたい。

○政府委員(松田英一君) 御指摘のように、私どももいろいろ、この法案を作ります過程におきましては、この施設を設置される方々の身になって考えれば、むしろこの諸負工事を業者というものをもちと強く監督をして、また場合によつては、そのできに施設というものをわれわれの手によつて検査をして、りっぱなものとして利用者のお手元に渡す——渡すという用語があまりありますが、まあ利用者の利用に供してもらふといったシステムというものが中途では実は考慮したわけでありまして、ところが、そういうことで参りますと、何と申しますか、役所側のその間における有線放送電話というよ

うな施設に対して非常にめんどろな手続、あるいは厄介な関係がそこに生じて参りますために、むしろその問題がその地方の住民の方々の利益のためにはかられていくということであれば、やはり一番重要なものは、その地方の住民の方々の考えられるところにおまかせするのが、むしろそのために厄介な手数をかけ、あるいは厄介なところに力がかかるといふような問題よりは、かえってよい結果が得られるのではないだろうかというふうにも考えまして、この法律のような態勢を、権力的に格好としたしましてはしないで、自由におまかせすると、ただ、最低限度の技術基準というものは、これは、先ほど申しましたようにきめまして、これにはよってもらわなければなりませんけれども、それ以外のところはむしろその地方の住民の方々の御意向によって動いていくという態勢をとったわけでございますけれども、ただ住民の方々といたしましては、あまり知識を持たないために、いろいろ問題が起るといふ場合には、むしろその方々の方から私どもの方にどうすればいいだろうかというように御相談があると思つたので、そういう場合には、私どもとしては御協力を惜しまない、そういう態度に出ることがこの際一番スムーズな方法ではないかというふうに考えたわけでございます。

○横川正市君 私はこれ以上質問をいたしません、ただ要望だけ申し上げておきたいと思うのは、必要に迫られて農村の方々がこの設備を、国の補助はあるにしても、それぞれ自己資金を出して設備するという結果になった

ということとは、私は、それはまあこの法律の出でた趣旨そのものから考えてみまして、やむを得なかったというふうに見えるのですが、しかし、ただこの設備がいわゆる機器的に発達して、テレホン的な役割を示すことを望むという行き方よりは、問題はやはり放送設備としての設備の完備、この設備によつて願うということが私は主ではないかと思う。そのためには、僻地電話その他予算化された本年度の予算を見ましても、全くこれは要望にたえるには、金額的にも少いということとは明らかでありますから、僻地電話等の要望にたえるだけの態勢というものを作つて、その上に立つて放送設備というものがその中で利用されるという、この二点がまあやるべきではないだろうか。しかも、そのために、利用者の住民が必要であれば、たとえばテレホンの一つの役割を持ったもの、それに許可しなければならなくなったというふうな、そのようなことは、有線放送の改正を必要にするような段階は好ましい段階ではないと思う。ですから、そういう意味で、電波関係の僻地におけるところの電話の架設に対して、十分な対策を年度計画の中で立てていただくと同時に、郵政当局としても、これを出したやむを得ざる理由というものを、私はこれ以上発展させないようにしてやっていただきたい。このことを申し上げて私の質問を終りたいと思つた。

○鈴木強君 大臣にお尋ねをいたします。私は大臣から提案理由の説明を伺つたわけでありまして、その中で「近時、農山村等におきましては、通話装置を付置した有線放送設備による

簡易な電話に関する需要が増加しつつありますが、現行の有線電気通信法の規定によりましては、その適正な規律が困難でありますので、一云々、こういうふうな説明されておるのであります。そこで、今横川委員の要望にも関連いたしますが、本来、この有線放送設備というものは、有線放送業務の運用規制に関する法律というものに準拠して、この規定にもありますように、はつきりと有線放送をする内容について明記してありまして、たとえば、報道、演説、娯楽をやる、とか、他人の依頼に応じて行つた広告であるとか、こういうふうな明確に放送事項が定められております。ですから、本来有線放送というものは、そのために設置されておるのであります。ところが、今の大臣の提案理由の説明でも述べられておりますように、今度はそれが従つて、実際に有線放送設備というものが電話の通話の媒介に使われておる、こういう事実が起きてきておると思つたのです。その原因はどこにあるのか明確になつていないのです。大臣は、そういう現象が起きたのはどこに原因があるとお考えになりますか。

○国務大臣(平井太郎君) 今御指摘の原因でございまして、この点につきましては、現在公社におきましても早急に全国津々浦々に至るまで無電話部落を解消したいという気持から年度計画を立てていろいろ努力をいたしておるのでもございますが、御存じの実情でございまして、なかなか予算面が伴わず、資材面の不足その他によりまして、また一方需要供給というものが、

マッチしないので現在無電話部落またはわずかの電話しかない地域がたくさんございますので、そうした不便から生じたものだと考えております。

○鈴木強君 端的にお尋ねすると、まあ資材が間に合わないということとは、これは金がなければ幾らでもできると思ひますから、結局大臣のおっしゃつておることは、今日まで、たとえば三十二年度の公社計画の中に、公社として、とにかく無電話部落を解消したい、それから町村合併の電話の統合についても、これを早く地域住民の希望に沿つてやりたい、そういう熱意に燃えて、ある程度計画的にものを考えて、本年度も二十五億の無電話部落解消のために予算を要求したにもかかわらず、政府がこれを十五億に削つた、それから町村合併の場合でも、三十億を二十億に削られておるといふことであります。ですから、あなたのおっしゃつたことは、こういう建設資金が足りない、そのために農村地帯や漁村地帯の電話の普及が起きているからこういうふうな現象が起きているから、こういうふうにとつていいわけですね。

○国務大臣(平井太郎君) 本年度の当初計画は御指摘の通りでございます。町村合併の問題については、電話の問題は三十億、それから農村対策費として二十億足らず大体予定をいたしておつたのでございまして、町村合併の方では二十億になり、農村対策の関係においては十五億になったのでございまして、この点については、郵政大臣もまた遺憾に存じておるのでございまして、来年度におきましては、ぜひと

もこうしたことを一つカバーしまして、御承知のように五カ年計画の今年度より始まるワケの大体百六十億でございまして、これは十五億でございまして、来年度は一つうんと努力をいたしたい、これ以上の大きな数字を一つぜひとも獲得したい、かように存じております。なおまた、町村合併においても十年計画で三百億の予算を考えております。従ひまして、本年度は二十億でございまして、来年度はこれもできる限り、私の考えとしては、この倍額も一つ要求したい、いかように存じて努力をいたし、事務局にもそのように伝えておるのでございます。

○鈴木強君 わかりました。もう過去のことは言いませんが、要するに政府がもつと積極的にこの事態を認識すれば、わずか十億や十五億の金が出せぬことはないと思ひます。だから、そういう点は大臣も閣議の中でがんばつたと思ひますが、具体的に削られたと思ひます。一つ今の大臣の言明を期待しております。

次に、この案件からしますと、きのうも質問が出たのですが、地域の問題が許可基準の中に入るので、不明確になつてゐるわけです。私は本来の有線の放送設備として設置される場合には、どこへどうつけられようが、これは農林省にも五カ年計画があるようございまして、その地域につけられることはけつこうなんです、しかし、今度はこの法案が出て適用されてきますと、非常に問題が出てくると思ひます。ただ単に放送設備だけするのであれば、どこへどうつけようという問題は勝手なんです、問題は、現在電

電公社には一つの基準がありまして、加入区域にも区域外とそれから外とありまして、この問題が非常に問題になってきているのです。これは公社にもお聞きしたいのですが、この法案から見ると、きのお尋ねした、きわめて不明確なんです、要するに今で上っているものは、やむを得ない現象として認めざるを得ないというふうにわれわれも考えるのですが、将来本法が施行される場合には、原則的にこの区域外と区域内の問題を明確にしておかないと問題が起きますと思うのです。ですから、公社は普通加入区域と特別加入区域を撤廃していくということですが、すぐにでもできるということであれば別ですが、そうでないとすると、これは加入区域外というのは大体特定局がありますね。ですから、そこから至近の距離の需要に應ぜられる、これが非常に現在では見れば多いわけなんです。そこは本来、もうこういう放送設備にたよらずに、公社が提供する電話を使つていただく、こういうのが国の方針ですから、そうなるべきが私は妥当だと思つたのです。ところが、その中にも、今言った有線放送が区域内と区域外にわたって設置される場合があると思うのです。この規制を相当考へておかないと問題が出てくると思うのです。ですから、その点で私は原則として、それでは今後この法律に基づいて許し得る基準というものは、区域外ということにあって、それはそのときの事情で若干の変更はあると思うのですが、しかしながら、原則としては、やはり区域外というものを重点にしてお考えになるのですかと聞いたら、そうでもないらしいのです。今日普

通加入区域外と内とが半々ぐらいになつていくようですから、そうして見ますと、非常に今後問題が起りますので、この点を念のためにこれは事務当局からでもいいのですが、お聞きしておきたいと思つた。原則として区域外であつても、区域内というものは、これはもうそのときの事情である程度やむを得ない、こういうふうにあるべきだと私は思ふのですが、そうでなしに、全くその基準なしにやるといふことになると、問題があると思つた。公社の方の点だけ質問しておきます。公社の方にも、普通加入区域と特別加入区域に近い将来撤廃できる見通しがあるのかどうか、この点も。

○政府委員(松田英一君) その点は昨日も御答弁申し上げましたように、私も理想の形としては、公社の加入区域内では当然要望に應じ得るという態勢になることを希望しております。またそういう事態には、今の鈴木先生の御意見のように、はからつて参つていいと思つたのでございませうけれども、現状におきましては、何分加入区域内にありましても、いろいろと予算の制約等がございまして、事実問題として、やはり不便な状態が起つていて、やむを得ない状態が起つていて、ということもございまして、もちろんそれを都市の事情でございまして、作つていくという考えはないのでございませうけれども、この条件にはまつておりまふような所では、やはり事情に應じていろいろと勘案をして事の解決をはかつていかねばならないというふうに考へております。

○説明員(朝勉君) お答えいたしました。普通加入区域、特別加入区域を將來撤廃していくのかどうかという御質問でございまして、私も加入区域につきましては、第二次五年計画と関連いたしまして全般的に検討しなければならぬと考へております。しかし、やはり加入区域というものは、加入者集団と申すか、そこでまあ利用の公平、負担の公平というふうなところから見ておるわけでございまして、から、やはり特別加入区域制度というものには存置されるものと思つております。ただし、区域の変更等は、町村合併に伴う通信施設の整備の際にもいろいろ御説明を申し上げてありますが、できるだけ区域を広くして、こういふ考え方でございまして、それから今の有線放送電話について、加入区域内に入つてくることはどうか、これも有線放送電話はもとと有線放送で達して参つたものでございまして、これは有線放送としては加入区域といふことは何ら差しつかえないと思つております。これが電話といふことになりまふと、ただいま申し上げましたように、相当地方における加入区域等も拡大していかねばならない、この関係がございまして、今松田監理官の方から御答弁がございまして、私もよししましては、それは加入区域は好ましくないといふことは、もちろん当然のこととございまして、昨日も御説明したように、加入区域内の電話の拡充整備は、第二次五年計画で私どももただいま想定いたしております。さらに、新規申し込みに対して八割程度の需要に應ずるような態勢でいきたい、そういうふうなことで實際問題として解決されていくのではないかと、このように考へております。

○鈴木強君 この点は、松田監理官の御説明では納得できないのです、これは将来非常に問題を起します。そこをうかと言つて、なるほど事情からいえば、有線放送設備ですから、これは公社側のおっしゃつたように、どこに付くやうか、これは御自由ですが、そうなるのと必然的に法律があつてもなくて、今のようには法律をやつてしまふのですから、これはかりに法律を作つても、ほんとうにその人たちが良心的にやつてくれなければ、これは率直に言つて、やられてしまふという危険性もあると思ふ。私はそういう安易な氣持を持たれて、大臣が今言明されたやうな普通区域内の電話くらいは、もつと早くはんとくに需要に應ずべきですよ。これは山の中の遠い所は別ですけども、特定局があつて、電話局があるでしよう。そういうことがなおりにされていくことをおそれるわけですから、この点は私たちが考へ方が政府の説明とは違ふのですけれども、これは見解の相違ですからやむを得ないと思ひます。

次に、業者の資格の問題なんです、が、営利を目的としなければ、だれでもやれる、こういうふうになつていくわけですから、もちろん、そうでしょう。ただし、われわれはこれは法律を作る場合にはいろいろなことを考へなければならぬので、一つの想定として、ある男がおつて、その人がこれを営業的に一つやう、営利を目的としてやろう、こういう考え方を持つておる、そうすると、その人が實際さういふことは表面的には出ないでしようけれども、やり方としてはその地域のひと話し合つて、そうして形式的には代表者

になる、しかし、実際には営利を目的とするやうな格好がこの法案では出てくるやうな気がするので、そういう点について相当検討されたいと思つた、見解を一応承つておきたい、これは簡単でいいです。

○政府委員(松田英一君) この点につきましては、今までの状況というものを考へて参りました、大体は先ほどこども話が出ましたように、農協とかあるいは市町村とかいふものが主体になつておるのでございませうけれども、しかし、従来の状況から見ますと、その地域の住民の人たちが寄り集まつてこれを作る、その場合に一種の組合のやうなものでございませうけれども、法律的にはその代表者が申請をしてやつていくという状況でございまして、その場合に、法律的にこれをつかまへようとしたら、やはり個人といふ格好にしかあり得ないというわけですから、そこで、そういう場合、特別に法律の条文上表わすということではなくて、非常に困難でございまして、だからここに非常に営利を目的と考へて、特別な個人がやろうといふやうなことは、これは相当いなかの方の施設でございまして、今までもあまりさういふ話も聞きませんでしたし、さういふ例はあまりないだらうというふうに考へますこと、それから法律的に考へました場合に、ここに非常に篤志家がおりまして、もうけるつもりはない、大いに慈善的に村の発展をはからうといふことで金を出してやるというふうな場合に、これを特にいけなないと言つて拒否をしなければならぬ、どの理由も考へられませぬので、大体さういふことは非常に例外な特別な場合

でございますので、通常の場合として、一般的にその裏に大ぜいの住民の方々がおられて、その代表者として申請されておられる場合ということを予想しているわけでございます。

○鈴木強君 あまりないし、またそう起らないだろうと言いますが、しかし、決定的な、絶対ないのだということには答弁が出ていないと思うので、ですから、運用上今後問題が起ることは事実だろうと私は思います。

それから最後に、第七条の有線放送電話業務の料金の点ですが、これは契約約款で定めて、郵政大臣に事前に届出をする、こういうことになっているのですが、これは大体何かお考えがあるのですか、政府の方にはその料金について。

○政府委員(松田英一君) この点につきましては、私どもの方からこういう料金というものが妥当なものであるというふうなことを示す考えは持っておりません。ただ、先ほどの御質問にもありましたが、先ほども認定いたしましたように、営利を目的としませんというふうなことを私ども認定いたしましたために、当然いろいろと資料をそのときに提出していただきましたが、その場合に、たとえば自分の方はこういう料金をとって、こういうもので動かしていかうと思っているわけだから、決して営利を目的としておりませんというふうなことを当然そこに述べてもらわなければならぬわけですね。そういった前提で許可をいたしました場合に、実際はそれと違ったものをもっておるといふことは、せっかく許可をいたしました場合の条件が変るわけでございますから、そのときに実際にどうなるかというものを届出によって

私どもが承知をする、そうすれば、うそを言くと罰せられますから、全然違つたものを言ってくるわけにも参らないと思ひますので、いわば先ほどの営利を目的としないというのを確保する一つの手段にもなり得るというふうにも考えておるわけであります。

○山田節男君 ちょっと、先ほどの私の発言で訂正する点がありますからお許しを願ひたいと思ひます。それは自治庁の昭和三十三年の有線放送施設の施設費として、一億二千万と申し上げましたが、十億二千万の誤りでありました。なお、農林省関係は三十三年度の予算として特別助成費十九万三千二百万円でありましたから、訂正いたします。

もう一つ、自治庁と農林省との有線放送に対する助成金の問題についてであります。先ほど申し上げましたように、農林、自治庁両方でもって約三十億の金をこれに充て込んでおるといふことになるのであります。しこうして、今農林省当局から聞きますと、三十二年度からは、農林省関係においては、有線放送のみに助成金を与えて、テレホンの施設に対してはこれは自己負担として、政府からの助成金は出さない、こう言っておるのであります。自治庁が同じ歩調でいくのかどうか、これは私わかりませんけれども、この点は特に私は郵政大臣にお願ひするのでありますけれども、こういう案件について必ずしも所管官庁が二つになつておるがために、いわゆる災害補償費等においてしばしば起る二重査定といふことはこれはないと思ひますけれども、たとえば農林省においてはテレホンに対しては助成しない、

自治庁においては助成するというようなことになつた場合に、これを受け入れる側において、どちらを好むか、それじゃテレホンの助成金をもう一方がいいというふうになつてくるというところは、これは郵政大臣の直接の所管事項ではないにいたしましても、同じ政府である異なる省において、異なる基準において助成するといふことは好ましくない。自治庁のことは知りませんが、今申し上げたような観点から、この法の実施に当つては、自治庁並びに農林省の所管大臣に対して、相互において一つ格差を設けないように、それから願ひくは、これは郵政大臣がその中間において同じ目的によつて自治庁と農林省と——先ほどの繰返しですが、監督、技術の基準、施設の内容における最低限度の基準というものを、これはやはり郵政大臣の力によつて調整されることを望ましいことでありましたので、この点は一つ私は希望を申し上げておきます。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御質疑はないようでありますから、質疑を終り討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○鈴木強君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となつた有線放送電話に関する法律案に対し、以下二つの強い希望事項を述べて賛成をいたします。

まず第一に、本法を制定しなければならなくなつた理由は、質疑の中で明らかにしたように、農山漁村における電話施設が、根本的には公社の建設財源の不足と都会地の需要がきわめて大きいため、今日まで都心地重点

の施設にやや片寄らざるを得なかつた公社経営の実情からして、とかく農山漁村等僻地に対する電話普及対策が、おくれがちな状態にあるため、有線放送設備を利用して通話を行う結果を招来していることは明らかであります。従いまして、今後政府は積極的に電気通信事業の拡充強化のため、深い認識を保持されると同時に、特に農山漁村電話普及対策、サービスの向上のための建設財源確保については、熱意と誠意をもつてこれが措置を講ぜられるようにお願いをいたします。同時に、公社当局におかれましても、その意を体して鋭意努力を重ねていただいて、そうして農山漁村等比較的電話の恩恵から遠ざけられておる人々を救済していただきたいと思ひます。そのことが公社法にも明記されておりますように、全国あまねくかつ公平に公衆電気通信網を提供するという公社本来の使命達成に通ずるわけでありましたから、この点を強く希望するものであります。

第二に、本法施行後の運営に關してであります。業者の資格、さらに業務区域、監督、技術基準、通信の秘密保持、これらの点につきましては、本法案においては幾多の問題を私は残してあると考えられますので、これらの諸点については、今後運用上十分の対策と指導を行なつて、本業務が円滑に運営されるように格段の御努力をお願いいたします。

以上、二つの希望を述べて賛成をいたします。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御意見もなければ、討論を終り採決を行います。

有線放送電話に関する法律案を問題

に供します。本案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

○委員長(鈴木幸弘君) 全会一致と認めました。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願ひます。

本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

手島 榮	最上 英子
鈴木 強	長谷部ひろ
石坂 豊一	新谷寅三郎
吉米地義三	中山 壽彦
宮田 重文	横川 信夫
光村 甚助	森中 守義
山田 節男	横川 正市

○委員長(鈴木幸弘君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて下さい。

次に、電気通信並びに電波に関する調査を議題といたします。

○鈴木強君 かねて本委員会において問題になつておりました北九州の五都市の自動電話の合理化問題に対して、私は電電当局に質問したいと思ひます。われわれは北九州五都市の合理化問題につきましても重大な関心を持ち、ことに、本委員会としてこの問題を取り上げました。そして現地の視察も終り、公社当局からおいでをいたして十分に委員会の意思をお伝えしてあるものであります。その後相当期間がたつておるにもかかわらず、正式に本

委員会に対して、その意思表示がないことを非常に残念に思います。もちろん中間的に一度職員局長のおいでをお願いしまして、経過をこちらからお尋ねをしたことがありますが、きわめてその点は遺憾に思っています。非常に事態が緊急な問題でありまして、現地におきまして、一日も早く問題を解決して、そしてこれが対策に労使ともに当っていききたい、そういう熱意を持たれておるようでありまして、これが遅延いたしますと、いろいろ現状からして、組合側の刺激をますます大きくするような懸念もありまして、そういう点で私は、今日まで公社当局は十分に本委員会の意を体して御検討を加えられておると思えますので、その態度がありましたら、一つこの委員会に御報告をお願いしたいと思います。

○説明員(御勉君) 本問題につきましては、本委員会におきましてすでに御意見等も拝聴いたしました、また委員長初め委員皆様も現地においてこの問題について直接お聞きになっておると思えます。私も、決してそのままだううっておったわけではないのでございまして、九州電気通信局と緊密なる連絡をとりまして、一日も早く解決いたしたいという考えで努力して参りました。そこで、問題としましては、サービス・ステーションの問題あるいは大里局の問題、それから臨時作業員の問題、さらに保留定員等の問題、まあその四つの項目に従いまして、大体もう近々に解決するような段階に現在来ておるものと私は考えております。本日ぐらいいまでに解決するのではないかと考えておりました、が、そういう次第でございまして、

何とか円満にこの問題を処理できるものと考えておりますので、御了承願います。

○鈴木強君 そうすると、今の答弁ではちよつと納得がいかないのです。すでにある一つの公社の意思が決定されて、これは現地でおそらく交渉されておると思うのですが、そうすると、私たちは具体的に幾つかの問題を指摘して、これらの問題について再検討していただけないか、こういう命題を公社にお願ひしておるわけですが、何か委員会の方にはそういうことを全然報告をせずに、もう今日では解決をする見通しでございまして、こういうようなことは、明らかに本委員会に対して、軽視しているのではないかと私は思うのです。どういふ案をもって具体的に解決しようとするのですか、そのことがここで言えないのですか。

○説明員(御勉君) ただいま完全なる解決ということには行っておりませんで、せつかく折衝中でございまして、ただ委員会におきまして、この問題について具体的な解決の内容というものを一々ここに御説明申すというふうな意味合いじゃないと思ひましたので、ただいまのような御答弁を申し上げた次第であります。決して、決して抽象的に申し上げたのじゃないのであります。まして、解決案として、本委員会におきまして二、三の委員の方から御意見がありまして、私も十分それを拝聴いたしまして、ただいま申し上げよう大里局の窓口の問題、サービス・ステーションの増設の問題、それから臨時作業員の問題がありまして、これに對する処置の問題、さらに定員の問題等につきまして、私も九州通

信局と十分連絡をとりまして、近く解決できるように努力いたします、して、おる、こういうふうに申し上げた次第であります。

○鈴木強君 それはちよつと筋が違ふように思うのです。私たちは具体的に、これとこれとこれとは何か具体的なただけでござんか、それは今後の公社の経営の問題に相当影響があるわけなんです。ただ単に北九州の問題が局部的な問題じゃないに、おそらく第二次五年計画を策定する場合にも、基本になる問題であらう、こういう考えで、私たちは委員長もそのことを言っておられたはずなんです。ですから、たとえばその中には全国的なレベルから見れば、若干高度なものと考へていただかなければならぬ点もあると思うのです。さらにまた料金収納等について、この際官僚的な納入告書によつて徴収するということではなしに、場合によつたら一つお宅に何って料金を集金して歩く、こういうような制度まで考へたらどうかというところも言われておったはずなんです。実はこういうことは、公社の経営の問題に対して今後相当私は影響があるだろうということを考へております。しかし、あえてわれわれが委員会に取り上げたのもここにあって、この問題が労働問題においてある程度円満に解決すればいいというところ、それはもちろん本質的にはありますが、それ以上に、もう少し突っ込んで公社経営に對しての考へ方を検討していただきたい、こういうふうに私たちがとっているわけです。ですからそのことは今御副總裁の答弁と違つてゐるわけですが、しかし、これを追及

しても私はしようがないと思ひますから、問題は第一段階として、この問題を早く円満に労働間で解決して、態勢を整えて七月の切りかえに遺憾のないようにしていただければわれわれの目的も達するわけですから、どうか一つ、積極的にこれは本社が指導していただかなければ、現地だけではなかなか解決できないというところは私は申し上げておいたはずなんです。ですから、そういう意味では積極的にもう少し動いていただいて、そしていすれ労働間においてこの点で解決したということが明確になりましたら、一つ委員会の方に報告していただくように、これはお願いしておきます。

○説明員(御勉君) 御質問の点、少し私は聞き違へておりましたが、全般問題といたしましては、本委員会におきまして、今後の全体的な自動化、機械化に伴う要員の問題、さらに第二次五年計画に伴うところの計画と要員の調整の問題につきまして、すでに御説明申し上げておきました、いろいろと、たとえは今御指摘の集金制度をやるかやらないかの問題につきましても、私も全面的な問題として検討いたしておるわけなのであります。これらにつきまして、すでに若干の御説明を申し上げておる次第でありまして、これらは非常に大きな問題として、いろいろ委員の方々からも詳しく御質問があつてお答えいたしておりましたので、当面の問題として、北九州の問題だけに限定しましてお答えしたような次第でございまして、どうぞ御了承願ひいたします。

○鈴木強君 これは委員長もはっきり発言をしてみたいと思ふのです

○委員長(鈴木亨弘君) 委員長から申し上げます。北九州の問題は、自動化に伴います今後の起り得るであろう問題の一つのテスト・ケースとして委員会に取り上げて、あそこに委員派遣をしたわけでございます。なお、本委員会ではしばしば議論になりましたように、自動化の問題は、これはもう時代的な要望でやむを得ないと思ひますが、その計画に伴つて、やはり公社におかれましても、人の問題もあわして計画の線では考へていただきたというところを、委員会でも相当要望があつたわけでありまして、だから全体の

問題として、やはり新しい五カ年計画をお立てになる場合においては、その人的問題もあわせて御考慮願いたいというのを委員会として要望しておるわけでありませう。つけ加えておきます。

○説明員(御勉君) ただいま鈴木さんと委員長のおっしゃった意見については、私も決して誤解いたしておりません。もちろんそういう意味でこの問題をさらに今後検討いたしていきたい。結局、人によるサービスの充実と申しますか、現在必ずしもその点は充実しておりません。従いまして、利用者の方にも非常に利益を与え、事業経営としても支障のないような、しかも人の要するに無理な配置転換あるいは事業の機械化によって、直ちに人が余ってどうにもならぬということがないように、計画を調整いたしまして考えて、その際におきまして、たとえば集金制度なども、私も今絶対にやらぬと申し上げてないのであります。どういう程度にやるべきかどうかということとをせつかく検討中でございますので、第二次五カ年計画を決定する際に、将来要員に対する対策もあわせて決定したい。なお、本委員会でも問題になりましたのは、臨時作業員につきましても、組合員との間にさらに基本的な協約を締結いたしていく、こういう事情にもなっております。

○鈴木勉君 わかりました。われわれの意思をつまらぬようにおっしゃっていただいて、検討していただいておりますが、それで私は何も言いません。ただ、その際、ちょっと要望しておきたいのは、第二次五カ年計画にしても、すでに調査案件としてわれわれは質問を

して、できるだけ早い機会に策定をしていただいて、いろいろ指摘のあった、今委員長のおっしゃった――要するに合理化というのは時代の趨勢ですから、何人もこれを否定できない、しかし、その合理化に伴って、相当多数の人が職場を変えなければならぬし、さらに賃金も、職種が変えられれば下るような場合もある、また上る場合もあるでしょうが、そういう点も出てくる。ですから、さらにまた臨時作業員等の問題についても、相当程度やめてもらわなければならぬ事態も出てくるわけですから、合理化の陰に、そういう労働条件の問題については大きな問題があるということ、これは国民世論に訴えて、そして少くとも合理化によってそうめちやく々な首切りや、とんでもない配置転換等が起らないように、やっぱり計画を立てていただいて、そして国民の納得のできる自動化を、また電報の機械化を実現してもらいたい、これが私たちの強い念願なんです。私は国会へ出る前、組合の委員長をやっておりますが、実際の五年間というものは、前だれがけになって、公社になったのだからさあやろうじゃないか、従来のようなやりがとうございませう、とも言えないことじやいかぬからということで、実際保持を切にかえて、あの荒廃した電信電話事業の再建のために取り組んできたわけです。ところが、最近、大臣にもよく聞いてもらいたいのだが、今度の賃金改訂のために、何だか知らぬい

が、公社の自主性をだんだんなくしてしまつて妙味を失つて、従業員は、ほんとに今まで努力したにかかわらず、努力のかけがえのない水泡に帰してしまつたような賃金政策をとられてきたら、これは第二次五カ年計画を作つてみても労働組合は、今度は今までのように簡単にいつてきませんよ、そう思うのです。一方経営者諸君だって、腹の中に、今まではほんとうにこれだけ公共企業体というものの性格を体して一生懸命やつてきたにかかわらず、血も涙もないようなことをやられたのでは、今後五カ年計画に際していうと、この気持がそぞろに思ふ。全従業員に言えることと思ふ。そういうふうなことが出てくると、これは合理化は大へんだと思ふ。私たちは働きました、生産を上げました、そして、そうしたらその生産の向上に基いて当然それ相当の待遇改善があつてしかるべきなのです。これが、私は資本主義社会においてのもので、道ではないかと考えておるのです。何もむやみやたらに労働組合が騒ぐというのじやないに、ほんとに、電通や電電の組合なんかがじめに事業に取組んできたのです。そういう事業のなにかからしても、この合理化の第二次五カ年計画というものは、慎重に考えていかないと、国民の批判を受けることになると思ふのです。その原因を深く探究すればするほど、私たちは公社に望みたいことは、総合的に電氣通信事業がどうあるべきかというのを検討していただければ、本委員会の委員長のおっしゃるような考え方、第二次五カ年計画を策定していただくという希望を持っておるわけですから、だからそういう意味で、できるだけ早く策定の作業を急いでいただいて、そしてわれわれに早く見せていただきたい、そう思いますから、その

ことを一つ強く要望しておきます。それからもう一つ、電氣通信事業の環境として今日運営されております工場の問題ですが、これは片や電氣通信研究所があつて新しい技術をどんどんと研究されておる。しかし、十七万、十八万の職員をもつて全国的規模に立つて運営する電氣通信事業の中には、研究をして設備をする、そしてそれを設備が老朽化してくる、従つてそれをみずから手によって保守、修繕をしてそうしてできるだけ公衆電氣通信の精神に基いて、利用者に公平に、しかも、できるだけ安く便利なものを提供するという精神が、私はこの大きな事業の中では当然考えるべきことだと思ふのです。そういう意味で、今工場が設置されておるのです。その運営については、どうも今まで明確な方針がなかったように思ふのです。今、今日工場に働く職員が、あるいはこの工場施設というものが縮小されるのじやないか、あるいは廃止されるのじやないか、こういうような危惧を強く持つております。そのことが勤労意欲にも関係しておるような実情にあることは事実であります。

これは、従来とかく公社の経営者諸君は、これはどこで話しか私は知りませんのですが、たとえば工場を縮小するとか、廃止するとか、こういうようなことを言われる。そうすると、そのことが考え以上に強く従業員を刺激して、せつかく一生懸命汗みどろになつてやつておる諸君が、縮小されたら職がなくなるといふので、先を心配しておるといふ実情が起きておると思ふのです。これはもう、五年も六年も前に国会の中でも問題にしていた

て、幾たびか公社当局に正常な運営についてたしか意見が出ておるうちに私は思ふのですが、今日この工場が特殊な工場計算という方法をとられ、独立採算をしいられておるのですから、とかく若干の赤字も出てくる、そうするとこんな赤字の出るものは損だからやめた方がいいのじやないか、こういうような意見がどうか出るかもしれない。しかし、そういうことは軽々に言うことでなくて、もっと本質的に、中でのこの工場はどうあるべきかということをお検討なさつておると思ふのです。私は、中にもいろいろ、経営調査室もありますから、それぞれの方に意見を聞いてみるのです。が、この運営に対してどうするかという根本問題について、やや検討が足りないような気がするので。だからこの点、この機会に私はぜひ公社当局の今後の工場の運営方針について、明確に一つ意見をお尋ねして、この際抜本的にこの問題を解決して、全従業員が一生懸命この工場場で仕事ができるような態勢をいいていきたいと思ふのです。若干時間がかかるかもしれませんが、ぜひこの機会に一つ徹底的に公社の考え方も聞き、われわれの意見も出して、この問題の結論を出したいと思ふのです。すでに聞くところによると、三十二年度の予算が決定し、この実行段階において、たとえば

あるいは印刷電信機を直しておる工場等につきましても、もう予算的に約二千万円くらいの減額をして、そうして修理する機器の種類についても、これとこれだといふような形で、従来の方針と若干違ふような方針を出して、そ

て、幾たびか公社当局に正常な運営についてたしか意見が出ておるうちに私は思ふのですが、今日この工場が特殊な工場計算という方法をとられ、独立採算をしいられておるのですから、とかく若干の赤字も出てくる、そうするとこんな赤字の出るものは損だからやめた方がいいのじやないか、こういうような意見がどうか出るかもしれない。しかし、そういうことは軽々に言うことでなくて、もっと本質的に、中でのこの工場はどうあるべきかということをお検討なさつておると思ふのです。私は、中にもいろいろ、経営調査室もありますから、それぞれの方に意見を聞いてみるのです。が、この運営に対してどうするかという根本問題について、やや検討が足りないような気がするので。だからこの点、この機会に私はぜひ公社当局の今後の工場の運営方針について、明確に一つ意見をお尋ねして、この際抜本的にこの問題を解決して、全従業員が一生懸命この工場場で仕事ができるような態勢をいいていきたいと思ふのです。若干時間がかかるかもしれませんが、ぜひこの機会に一つ徹底的に公社の考え方も聞き、われわれの意見も出して、この問題の結論を出したいと思ふのです。すでに聞くところによると、三十二年度の予算が決定し、この実行段階において、たとえばあるいは印刷電信機を直しておる工場等につきましても、もう予算的に約二千万円くらいの減額をして、そうして修理する機器の種類についても、これとこれだといふような形で、従来の方針と若干違ふような方針を出して、そ

してこれでお互いにやろうとしておる、そのことがすでに三十人なり四十人なりの定員の削減ということ、これは大へん工作工場では問題になっておるわけだ。こういったことがなぜ行われるのかというのを考えると、さつきから申し上げておるようないろいろな操縦機があることが、現実問題として実行段階の中に出てきておるような気がするのです。ですからこの際公社の明確な工場運営に対する所見を最初にお尋ねしたいと思ふわけだ。

○説明員(和氣幸太郎君) お答え申し上げます。公社の工作工場の運営の方針についてのお尋ねでございます。公社の工作工場におきましては、御案内のように事業品ないしは貯蔵品の修理をやっております、全国に十五の工場を持ってやっておりますのでございます。それで工作工場の今後の運営の方針をきめるに当りまして、一番根本になりますことは、仕事の量とこれからどうなっていくであろうかということが一、番根本な考え方の基礎になる問題でございます。ところが、御案内のように、最近私ども使いますところの電気通信の材料がだんだん質がよくなつて参りまして、消耗の度合いが減つて参つておるのでございます、そういう点が一つございます。

それからいま一つは、逐年膨大な施設をやつて参つておりますので、量的にふえて参つておるといふような点で、今後の工作工場で修理いたしますその仕事量を把握するということが非常にむずかしい段階になつて参つたのでございます。従いまして、今後の工作工場の運営の方針をきめるに当りましては、第二次五カ年計画がいずれ策

定されたいと思ふので、それによりまして長期の業務量というものをまず正確に把握いたしまして、それに基きまして工作工場でもやりましますところの取扱ひ品目、あるいは修理の方法、そういうものをきめまして長期の根本的な方針を立てていきたい、さように考えておる次第でございます。

○鈴木彌君 そうすると、そのまだどうするかという基本的な方針は公社としてきまつておらない、こういうことに承わつてよろしうございませうか。

○説明員(和氣幸太郎君) その点につきましては、先ほどお答え申し上げました通り、第二次五カ年計画の決定を待ちまして、それによつてそのペースになるような業務量というものを長期にわたつて見通しを立てまして、それに基いてきめていきたい、さように考えておる次第でございます。

○鈴木彌君 そうすると、今日までは、今まで決定されたその方針によつて運営をされておると思ふのですが、しかし、どなたが言うかよくわからなないので、非常に悪い影響を与えておるのです。この前、資材局長に林さんがまだ御在任当時、私工作工場を回つたところが、工作工場が縮小されていくのだというところで非常に組合員は動揺しておつた、私は林さんのところへ行つて、事実をういう考え方を持つておるのかと言つたところが、まあはつきりは言わなかつたのですが、やや細小していくのだというようにおいておる話をしてくれました。そこで、経営調査へ行つて責任者に会つて聞いてみると、経営調査室では、まだその問題については何にも結論が出ておらない、こういうことでした。ですから、

このポストにある人たちは、ひよつとすると縮小するのだ、そういうようなことを言う、それが響く。一方では、今までの実際の経営の調査も、どうあるべきかというところに対して本質的な結論も出ていないうちにそういうことを言い出す、そのことが原因であることも事実だと思ふのです。ですから、ほんとうに工作工場へ行つてみて下さい。私は委員長にもお願いをして、一度国会としての視察もしていただきたいと思つておるのです。そして皆さんに見ていただきたいと思つておるのですが、あの調査の中で、一生懸命古く、こわれたものの修理をし、努力をしておる、そういう従業員に、現実にはもう二千万円の、故障の場合にはもう二千万円、二千万円予算的に切つておる。そうしていろいろ調査してみると、三十人定員が減少され、そういうことで、現に働いておる方では臨時従業員を雇つて、今度故障の方は欠員があつても補充しない、そういうことがびんと、業務が縮小していくのだ、そういう考え方で、将来故障の人たちは人が余つたら鶴見にやるのだ、そういうようなことで、憶測しております。相当に勤労意欲に影響しておると思ふ。だからもう少し実態というものを把握していただけて、明確な方針がきまらない先に、何とかして縮小するような方向に文書通達によつてやらせていく、予算的には二千万円を削減してくる、こういうようなことは私はとるべきことではないと思ふのです。ですから、もちろん現状においても、長期の業務量を勘案して、修理する品目がどうか、方法がどうかということも、もちろん

今でも考えてやつておると思ふのですから、そういう過程の中で、かりに搬送無線の機械にした小型だけしかやらないで、ほかのやつはやらないのだ、こういうような通達が流れておることも事実です。そういうようなことが、表面で聞けば、いや、そういうことについては基本方針はきまつていない、今縮小するといふ考え方はない、そう言つていながら、現実には縮小の方向へとあらゆる手でやつておられる。きつめて奥手だと思ひます。労働組合から申せば、管理運営ですからなかなか経営面にタッチできない。あなたの方じやうまいことを言つておる。しかし、実際に出てくるから不満が出てくるのでしよう。だから、私は国会でこれを取り上げたいと思つて質問しておるわけだ。どうもそういう労働政策といふか、運営に対する基本方針がきまつて不明確だから、こういう混乱が起きていると私は思ふので、これ以上、また具体的な案がきまつていないのに質問しても意見を聞くことができないと思ひますが、工作工場といふものはほんとうに私は必要だと思ふのです。ですから、そういうたうに一筆あるのかないのか。基本的に考えて、将来もちろんこれは電話もふえてくる、品質がよくなれば電話についても、品質がよくなれば電話についても、一面大体同軸ケーブルも拡充されてきておるし、新しい機械を買つて、なるほど当座は修理の率も減るかも知れません。しかし、四年、五年たてば必ず故障も多くなつてくる、そういういろいろな点から勘案して、一つ従業員がほんとうに安心して職場を守つていけるという態勢をしいてもらいた

い。そうでないと不安、動揺しまして非常に困る。その点を一つ資材局長もお考え下すつて、できるだけすみやかに基本方針をきめて私たちに明示をしていただきたいと思います。

以上であります。

○委員長(鈴木幸弘君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めして下さい。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○森中守義君 オート・アライムの問題であります。これは私は、新谷委員の方から提案をされた法案の改正案の内容に触れる前に、法案の取扱いについて少し意見を申し上げて、関係者の方で御協議をお願いしたいと思います。それは御承知のように、もうすでにあと三日をもつてこの国会は終ります。しかも、このオート・アライムの問題は、しばしば今まで私たちはこの案件が議せられた場面におきまして、おそろく運輸委員会あるいはまた運輸省、さらにまた船舶職員法の関係で航行安全審議会が答申を出してきております。こういう関係の意向も十二分に聞かなければならないと思ひます。かつまた海上における人命及び財産、しかも、それは遠く外国の洋上における問題にも関係がありますし、ここでこのような重要な案件を一挙に両三日中の会期中に議するということはきつめて困難ではないかと思ふのであります。従いまして、私はこの法案については、郵政省の意向をまず聞かなければなりませんし、あるいはまた一部には通信士協会あるいはその他の団体の

方でも強い反対もあります。従つて、こういう団体の意向も聞かなければならぬ。さういふことは通信大学等の教授の専門家の意向等もやはり徴する必要があると思ひますから、できればこの問題については、今国会中において審議をしない、あらためて関係者の方で御協議をいたして、郵政省あるいはまた関係の運輸省あたりとも御相談をいたして、十二分に電波法全体の改正というふうな意味で、近々の国会に政府提案というふうな形ででもお出しただければならぬと思ひます。この法案の取扱いについて、関係者の御意見をまとめていただければ幸いと思ひます。

○新谷實三郎君 私には関係者の一人にすぎませんから、あなたのおっしゃっている関係者全部ではありませんが、私も国会法の規定に従ひまして、法律案の提案をいたしております性質上、政府から提案するのはいかゞと思ひますが、しかし、われわれが与えられた権限によつて提案をした問題でありますから、委員会としては、時間の許す限り御審議をいただくのが適当であり、それが私としては望ましいと思ふのであります。私どもがこれを提案するに当りまして、意見は、今あなたがお述べになつたようないろいろな団体あるいは官庁等の意見を全然聞かなくつたかといふと、提案者としては、十分ではないかもしれせんが、一応そういう意見も徴しております。役所の関係の人たちも政調会に呼びまして、意見を徴したつもりでございます。その結果、あらゆる団体、あらゆる官庁の意見が全部一致したとい

うわけには参りませんが、そういう意見なりあるいは資料を参考にいたしまして、私どもが最も適当であるという案を出したわけでございますから、そういう意味において、国会法に基いた成規の議員提案としてお取扱いを願つて御審議いただきたい、かように私は提案者の一人として考えております。

○森中守義君 大へんお言葉を新谷委員に返すようで気の毒なんです、なるほどその案を用意されるに當つては、そういう十二分の措置と準備がとられたことは当然であると思ひます。しかしながら、決してその案の内容が不十分である、あるいはそのことがいけないという意味ではなくて、やはり委員会における審議というものは、たとえ関係官庁の意向でありましても、あるいは団体の意向が、案の出されてくる前に、新谷委員の方にお持ち寄りになつたとしても、やはり委員会における審議の形としては、私どもはどうしてもそういうような手順を経て十二分の審議を要するのじゃないか、こういう工合に考えております。従ひまして、先刻も申し上げたように、非常に広範な関係方面を持つております。さらにまた公聴会等をもこれは場合によつては開かなければならないであります。おそろくここの三日中においてこの案件の議了ということは、さうして見込みがない。しかも、私がもう少し申し上げたいと思ひますのは、いわゆるオート・アラームを、今にわかに法律修正しなければ船舶が動かなくなり、あるいは通信の機能が停止する、こういう喫緊のものでもなからうと思ふのであります。オート・アラームの

歴史が二十年あるということでありますが、この二十年のうちに、少くともやはり船舶は動いてゐる、また今日の船舶関係の経営者の面においても、オート・アラームを取りつけないければいゝゆる経営上さうなる障害を来たすといふことはないのでないかといふ工合に考えるわけでありまして、従つて、会期が非常に短い、しかも、さういふ多方面にわたつての關係を持つてゐる、こういったような理解のもとに、私は再度御考慮をいたして、あらためて次期国会等にお出しただくことが最も上策ではなからうか、このように考えるわけでありまして、できるならば委員長及び理事、それに提案者である新谷委員の方と御相談いただければ、はなはだ都合だと思ひます。このように主張するものであります。

○新谷實三郎君 同僚の森中委員のせつかくのお話でございますが、これをもう一べん検討し直して次期国会に出し直したらどうかという御勸告もあるわけでございますが、私の考えでは、それに従うわけには参りません。私どもは研究は不十分であるかもしれせんが、われわれとしては、与えられた会期内にできるだけ議了したいと思つて実は一週間前にこれを提案いたしました。しかし、御審議をいただいたのはさうからでありまして、きのうやと提案に入つただけであります。しかし、会期が残り少いかもしれませんが、場合によりまして、これは会期内に議了できないかもしれせん。しかし、私どもが提案をいたしましたのは、ただいたすに、何と申しますか、さう大して必要もない案を提案

案をしてゐるというふうなことじゃなくて、一応の調査もし、一応の必要牲ももちろん認めまして、国会法に基いて提案をしております。議員提案として、本院でも本委員会に付託されておるわけでありまして。立法院としては、これがいいか悪いか、あるいは賛成か不賛成かは別であります。とにかくさういふことについての質疑応答の過程におきましては、十分に明らかにされるだらうと思ふ。審議を始めていただくのが望ましいといふことを重ねて申し上げます。

なお、森中さんのお話の中で、多少オート・アラームについて誤解をしておられるかに考えますから申し上げますが、この電波法の一部改正案では、オート・アラームは強制されているわけではあります。現在私の調べたところによりますと、これは一つの理由であります。一方では船舶に乗り組む無線技術士の数が非常に少い。先般本院を通過しました船舶職員法におきましても、付則において、本来高級船員というものは二十歳以上の年齢でなければならぬといふことを法律で書いてあります。無線通信士につきましても、船舶に乗り組む人が十分に得られないという理由で、今度の船舶職員法では、暫定期間でありまして、当分の間、これは十八歳まで年齢を低下せしめて、高等学校卒業生でも一人前の無線通信士として認めないと、無線関係が間に合わないといふように、非常に逼迫した状況であります。そういう事態を勘案いたしまして、他の外国船の例を見ますと、大体これは原則としてですがね、原則として、貨物船については、一人の無線通信士がやつてお

る。それを日本の船では、オート・アラームの問題が影響するのでありますけれども、オート・アラームをつけないために、聴守時間の義務にも違背するといふようなことにもなつておりますから、もし船舶がオート・アラームをつけた場合には、そういう電波法上の運用時間、聴守時間というものについての規定の適用をもつて緩和して、一言で申し上げると、外国並みには一べんにはいきませんが、その中間で、漸次にこれに近づけるように、この機会においてはある程度乗り組み定員を緩和したらどうかといふことが、この主眼でございます。オート・アラームを各船に強制をして、このオート・アラームを何でもかんでもつけると言つてゐる場合ではない。オート・アラームをつけた場合には、さういふような運用時間、時間については一定の緩和した規定の適用を受けられるというにすぎないのであります。オート・アラームをつけない場合には、やはり現在と同様に相当の数の職員を乗り組まなければならぬといふことでございまして。この点、多少オート・アラームの問題についての見解があるいは誤解をしておられるかもしれないから、念のために申し上げます。

○委員長(鈴木幸弘君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(鈴木幸弘君) それでは速記を始めて下さい。

○委員長(鈴木幸弘君) それでは速記を始めて下さい。

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送電話に関する法律案
(予備審査のための付託は四月二十三日)

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、千葉県八千代台町に無集配特定郵便局設置の請願(第二〇五一号)
- 一、兵庫県香住町にラジオ放送中継局設置の請願(第二二七号)
- 一、徳島、松山区間のマイクローウエープ施設工事促進に関する請願(第二三〇号)

第二〇五一号 昭和三十一年五月七日受理

千葉県八千代台町に無集配特定郵便局設置の請願

請願者 千葉市黒砂町五二四

伊藤正次

紹介議員 川口爲之助君

千葉県八千代台町は、京成電鉄が新設した八千代台駅を中心とした新住宅都市で、しかも既設郵便局は京成電鉄沿線習志野市大久保町と八千代町、大和田町にあるためいずれも電車で郵便業務を達する現状であつて、特殊郵便物はもちろん貯金の預け入れ、払出し等に不便をこうむることはなほだしいものがあるから、本町に無集配特定郵便局を早急に設置せられたいとの請願。

第二二七号 昭和三十一年五月十日受理

兵庫県香住町にラジオ放送中継局設置の請願

請願者 兵庫県城崎郡香住町長

前田菊治

紹介議員 松浦 清一君

兵庫県香住町地区は気象的条件に恵まれずさらに沿海州朝鮮本土の放送局から大きな電波が送られるため、裏日本特に北陸方面の放送だけ受信可能で、屋敷とも殆んどBKを中心とする地方局の放送受信は、この度の電波五十キロから百キロへの増強による難聴地帯解消の計画にもかかわらず不能なため、多大の不便を感じている現状である。放送の学校教育および一般教育にも指導効果を考慮せられ、当地の特殊性に基きラジオ放送中継局を設置せられたいとの請願。

第二三〇号 昭和三十一年五月十日受理

徳島、松山区間のマイクローウエープ施設工事促進に関する請願

請願者 愛媛県松山市松前町一ノ三〇ノ二南海放送株

式会社取締役社長 平

田陽一郎

紹介議員 榎木 亨弘君

従来当地方のような遠隔地に対する文化的、公共的諸施設の計画実施が多分に遅延する弊があることはなほ遺憾とするところであり、特にマイクローウエープ並びに電話網の整備についての当地方住民の要求は実に切なるものがあるから、政府並びに日本電信電話公社においてはその事情を十分察の上昭和三十一年度において徳島、松山区間のマイクローウエープの建設工事を完成せられたいとの請願。

昭和三十一年五月二十二日印刷

昭和三十一年五月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局